

香川県立保健医療大学大学院修士学位審査規程

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）において香川県立保健医療大学学位規程第3条の規定により修士の学位を授与するに当たり、修士論文の審査に関して必要な事項を定める。

(研究指導教員等の決定)

第2条 研究科委員会は、学生から提出された修士論文題目等申請書の内容について審議した上で、研究科において定めた期日までに、当該学生の専門領域及び研究指導教員を決定する。

2 前項の研究指導教員は、研究科の専任教員の中から1人を選任することとするが、研究科委員会は、必要に応じて、当該研究指導教員のほか、研究科の専任教員の中から1人の副研究指導教員を選任することができる。

(研究計画書の承認)

第3条 研究科委員会は、研究科において定めた期日までに学生から提出された研究計画書の内容について審議し、その承認の可否を決定する

2 前項の承認後に、研究計画書の内容について香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会の審査を受けるものとする。

(中間報告会の実施)

第4条 研究科委員会は、前条第1項の承認を受けた研究計画書に基づいて学生が実施する研究内容の妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、研究科において定めた期日に中間報告会を実施する。

(修士論文題目の変更承認)

第5条 削除

(学位授与の申請)

第6条 修士の学位授与の申請をしようとする者（以下「学位申請者」という。）は、所定の修士論文審査申請書に修士論文、論文要旨、修士論文目録及び履歴書を添え、研究科において定めた期日までに、学長に提出するものとする。

2 前項の規定による修士論文等の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 修士論文審査申請書 | 1部 |
| (2) 修士論文 | 4部 |
| (3) 修士論文要旨 | 4部 |
| (4) 修士論文目録 | 4部 |
| (5) 履歴書 | 4部 |

(審査の付託)

第7条 学長は、前条の規定に基づく修士論文審査の申請を受理した時は、研究科委員会にその審査を付託する。

(審査会)

第8条 前条の規定に基づき論文審査の付託を受けた研究科委員会は、論文審査委員を選出し、当該委員で組織された審査会が修士論文の審査及び最終試験を行う。

2 前項の審査会は3人の委員で組織し、研究科の専任教員のうちから研究科委員会の議を経て、学長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

(審査会の構成等)

第9条 前条第2項の規定に基づき学長が指名する3人の論文審査委員は、次のとおりとする。

- (1) 主査 1人
- (2) 副査 2人

2 前項第1号の主査は、修士論文審査会を招集し、その議長となるものとし、学位申請者の専門領域に属する専任の教授（学位申請者の研究指導教員を除く。）から選出する。

3 第1項第2号の副査のうち1人は、原則として、主担当の研究指導教員を選出し、他の1人は、研究指導員の教授等から選出する。

（審査等の期限）

第10条 第8条第1項の規定に基づく審査会の修士論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間中に終了するものとする。

（修士論文発表会の実施）

第11条 第8条第1項の規定に基づく審査会が行う最終試験は、修士論文発表会をもって充てる。

（審査会の報告）

第12条 審査会は、修士論文の審査及び最終試験の合否について審議し、直ちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定により審査会が研究科委員会に行う審査結果の報告は、所定の論文審査結果報告書の提出による。

（研究科委員会の審議等）

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し議決を行う。

2 前項による研究科委員会における審議に際しては、修得単位数、最終試験の結果及び前条第2項の論文審査結果報告書の内容に基づき、総合的に修士論文の合否判定及び修了判定を行う。

3 研究科長は、研究科委員会において第1項の議決がなされたときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

（学位授与の時期）

第13条の2 大学院学則第14条1項に基づく修士の学位授与の時期は、前条第1項に定める学位授与決定後の9月又は3月の別に定める日とする。

（修了予定者の公表）

第14条 学長は、第13条第3項の規定に基づき研究科委員会からの報告を受けたときは、速やかに修了予定者を決定し、公表するものとする。

（準用）

第15条実践者養成コースにあつては、本規定「修士論文」とあるのは香川県立保健医療大学大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、修士論文の審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。